

漁業権の免許申請等の手引

第1	漁業免許申請について	・・・ P 1
第2	漁業権行使規則認可申請について	・・・ P 17
第3	遊漁規則認可申請について	・・・ P 23
第4	漁業生産力の発展に関する計画について	・・・ P 30
第5	資源管理の状況等の報告について	・・・ P 47
参考	総会議案例	・・・ P 72
	入漁権設定の登録申請書	・・・ P 74

令和5年4月

千葉県農林水産部 水産局水産課

第1 漁業免許申請について

1 申請手順等

(1) 申請期間：令和5年6月1日から7月5日まで（海面・内水面とも）

(2) 申請書及び関係書類は、正1部、副1部とする。

ただし、水産課管内の場合は正1部とする。

(3) 水産事務所管内については水産事務所を経由して水産課へ提出する。

申請者 → (水産事務所) → 水産課

※他都県知事免許の漁業権（大根漁業権及び江戸川漁業権）については、申請代表者の所属県を通じて提出する。

(4) 申請書の正本には1件につき、3,700円の千葉県収入証紙を貼付する。

※国の収入印紙と間違えないこと。

2 提出書類

(1) 漁業免許申請書（第I-1号様式）

公示された漁場計画の公示番号（漁業権の番号）ごとに申請する。

※公示番号は現行の免許番号と異なる場合があるので、漁場計画で確認のこと。

(2) 定款及び登記事項証明書等

ア 申請者が法人である場合：定款及び登記事項証明書

漁業協同組合の場合も最新の定款及び登記事項証明書を添付する。

イ 申請者が個人である場合：住民票の写し又はこれに類するものであって氏名及び生年月日を証する書類

(3) 事業計画書（第I-2号様式）

団体漁業権については、漁業生産力の発展に関する計画によることとしてよい。

この場合は、申請書に「別途、提出する漁業法第74条第2項の規定による漁業生産力の発展に関する計画のとおり」と記載すること。

【参考】個別漁業権と団体漁業権について

	対象となる漁業権
団体漁業権	共同漁業権
	区画漁業権のうち、免許を受けた漁業協同組合の組合員が漁業を営むもの
個別漁業権	区画漁業権のうち、免許を受けた者自らが漁業を営むもの (例：組合が自営する漁業)
	定置漁業権

※区画漁業権は漁場計画に個別・団体の別を記載しているのので、確認のこと。

(4) 適格性に関する書類

ア 個別漁業権である場合：法第72条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面（第I-3-1号様式）

個別漁業権については、暴力団の介入を排除するため、暴力団員等でないことなどを免許の要件としている。

イ 団体漁業権である場合：法第72条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（第I-3-2～4号様式）

団体漁業権については、その組合員のうち関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者（漁業権の種類によって異なる。下表参照）*の属する世帯の数が、その関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者（漁業権の種類によって異なる。下表参照）*の属する世帯数の2/3以上となる組合にのみ、適格性が認められている。

【※ 団体漁業権の適格性に係る漁業を営む者の範囲】

漁業権の種類		漁業を営む者の範囲
区画漁業	類似漁業権 (既存の漁業権)	海面・内水面 漁業権の内容たる漁業を営む者
	非類似漁業権 (新規の漁業権)	海面 1年に90日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業）を営む者
		河川以外の内水面（湖沼） 当該内水面において年間30日以上漁業を営む者
		河川 当該河川において年間30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者
共同漁業	海面 1年に90日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業）を営む者	
	河川以外の内水面（湖沼） 当該内水面において年間30日以上漁業を営む者	
	河川 当該河川において年間30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者	

(5) 申請者が漁業協同組合である場合には、漁業権の得喪又は変更を決議した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本

総組合員（准組合員を除く）の半数以上の出席があり、漁業権の取得についてその議決権の2/3以上の多数による決議が必要となる。（水協法第50条の特別決議事項）

総会の決議に代えて、総会の部会（河川の組合の場合は総代会）の決議でも可。

(6) 共同申請する場合には、代表者選定届（第4号様式）

代表者が関係書類を取りまとめて申請する。

(7) 個別漁業権について共同申請する場合には、共同申請理由書、共同経営に関する契約書等（議決権、出資額、持ち分、代表者の権限の範囲が分かるもの）

(8) 組合員名簿等

ア 申請者が漁業協同組合である場合：組合員名簿（第I-4号様式）

最新の組合名簿を添付する。

法人の組合員がいる場合は、構成員名簿も添付すること。

イ 申請者が漁業協同組合以外の法人の場合：社員名簿又は株主名簿

(9) 個別漁業権について、漁業協同組合が自営する場合には、水産業協同組合法第17条第1項の要件を満たす証明書（第I-5号様式）及び同条第2項の同意

書（第Ⅰ－6号様式）

※同意書には組合員の押印（認印で可）が必要。

※組合が同意書の原本を必要とする場合は写しで可。

3 注意事項

（1）押印見直しの考え方を踏まえ、押印（一部を除く）や印鑑証明書の添付を不要とした。

押印等が不要なもの：様式に㊟がないもの、議事録の抄本などの原本証明。

押印が必要なもの：共同経営に関する契約書、組合員の同意書

（2）同一の申請者が複数の漁業免許申請を行う場合には、共通する添付書類は省略できる。（共○号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する旨を記載する）

〇〇漁業免許申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

下記によりの漁業の免許を受けたいので、漁業法施行規則第 25 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請に係る漁業権の内容

令和 年 月 日千葉県告示第 号によって公示された海区 (内水面) 漁場計画の
公示番号 (内) 共 (区) 第 号の欄に記載のとおり

2 添付書類

(1) 定款及び登記事項証明書

(2) 事業計画書

(3) 適格性に関する書類

法第 72 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(4) 漁業権の得喪又は変更を決議した総会 (総会の部会及び総代会を含む。) の議事録
の抄本

(5) 共同申請する場合には、代表者選定届

(6) 組合員名簿

〇〇漁業免許申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

下記によりの漁業の免許を受けたいので、漁業法施行規則第 25 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請に係る漁業権の内容

令和 年 月 日千葉県告示第 号によって公示された海区 (内水面) 漁場計画の
公示番号 (内) 区 (定) 第 号の欄に記載のとおり

2 添付書類

(1) 定款及び登記事項証明書等

ア 申請者が法人である場合：定款及び登記事項証明書

イ 申請者が個人である場合：住民票の写し又はこれに類するものであって氏名
及び生年月日を証する書類

(2) 事業計画書

(3) 適格性に関する書類

法第 72 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを誓約する
書面

(4) 申請者が漁業協同組合である場合には、漁業権の得喪又は変更を決議した総会
(総会の部会及び総代会を含む。) の議事録の抄本

(5) 共同申請する場合には、代表者選定届

(6) 個別漁業権について共同申請する場合には、共同申請理由書、共同経営に関する
契約書等 (議決権、出資額、持ち分、代表者の権限の範囲が分かるもの)

(7) 組合員名簿等

ア 申請者が漁業協同組合である場合：組合員名簿

イ 申請者が漁業協同組合以外の法人の場合：社員名簿又は株主名簿

(8) 個別漁業権について、漁業協同組合が自営する場合には、水産業協同組合法
第 17 条第 1 項の要件を満たす証明書及び同条第 2 項の同意書

【記載例】共同漁業権について2組合が共同申請する場合

第I-1号様式 (団体漁業権の場合)

共同漁業免許申請書

令和5年●●月●●日

千葉県知事 様

●●漁業協同組合 外1組合

代表者 住所 千葉市中央区市場町1-1

氏名 ●●漁業協同組合 代表理事組合長 ●● ●●

下記によりの漁業の免許を受けたいので、漁業法施行規則第25条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請に係る漁業権の内容

令和●●年●●月●●日千葉県告示第●●号によって公示された海区~~(内水面)~~漁場計画の公示番号共~~(区)~~第●●号の欄に記載のとおり

不要な箇所は削除するか二重線を引くこと

2 添付書類

(1) 定款及び登記事項証明書

(2) 事業計画書 漁業法第74条第2項の規定による漁業生産力の発展に関する計画のとおり

団体漁業権については発展計画によることとして可

(3) 適格性に関する書類

法第72条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(4) 漁業権の得喪又は変更を決議した総会(総会の部会及び総代会を含む。)の議事録の抄本

(5) 共同申請する場合には、代表者選定届

(6) 組合員名簿 共○号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する

共通する添付書類を省略する場合にはその旨を記載

千葉県収入証紙を貼付

I - 2 号様式 (区画漁業の場合)

事業計画書

1 漁業の種類	区画漁業 (〇〇業)
2 公示番号	区第〇号
3 養殖の方法	
4 養殖施設数、規模等	〇柵 (基) 1 柵 (基) 当たり 〇m × 〇m
5 養殖施設の設置期間	〇月〇日から〇月〇日まで
6 養殖施設の設置位置	別添の設置位置図のとおり
7 生産計画・収支計画	生産量 〇〇トン (枚) / 年 収入 〇〇千円 / 年 支出 〇〇千円 / 年
8 従事者の雇用計画	〇人 / 年
9 生産物の販売計画	
10 その他	

注1 漁業の種類が複数ある場合には、それぞれ事業計画書を作成すること。

注2 新規の個別漁業権については、生産計画、収支計画、雇用計画、地元漁業関係者との調整状況、販売計画等について、詳細に記載すること。

第 I - 2 号様式 (定置漁業の場合)

事業計画書

1 漁業の種類	定置漁業 (〇〇業)
2 公示番号	定第〇号
3 漁具の規模	設置位置の水深 身網・垣網の長さ・幅 入替年数 使用土俵の数
4 漁具の張立図	別添のとおり
5 漁具の設置期間	〇月〇日から〇月〇日まで (〇月から〇月まで休漁、〇月から〇月まで網替え)
6 使用漁船	〇隻 (動力漁船〇隻、無動力漁船〇隻)
7 生産計画・収支計画	漁獲量 〇〇トン/年 収入 〇〇千円/年 支出 〇〇千円/年
8 従事者の雇用計画	〇人/年
9 漁獲物の販売計画 (処理・販売方法)	
10 その他	

注 新規の個別漁業権については、生産計画、収支計画、雇用計画、地元漁業関係者との調整状況、販売計画等について、詳細に記載すること。

個別漁業権の免許についての適格性に関する誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

漁業法第 7 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員等
- 2 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに漁業法第 7 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 I - 3 - 2 号様式 (団体漁業権のうち、区画漁業権が類似漁業権として設定される場合)

団体漁業権の免許についての適格性に関する証明書
(漁業法第 7 2 条第 2 項第 1 号関係)

1 組合員であって公示番号 (内) 区第○号に係る関係地区内に住所を有し、当該漁業権の内容たる漁業を営む者の属する世帯数

関係地区名	世帯数	備考
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
合計	〇〇	

2 組合員以外の者であって公示番号 (内) 区第○号に係る関係地区内に住所を有し、当該漁業権の内容たる漁業を営む者の属する世帯数

関係地区名	世帯数	備考
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
合計	〇〇	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長

第I-3-3号様式 (団体漁業権のうち、海面における共同漁業権又は類似漁業権ではない区画漁業権の場合)

団体漁業権の免許についての適格性に関する証明書
(漁業法第72条第2項第2号関係)

- 1 組合員であって公示番号共(区)第○号に係る関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業(海面における漁業のうち 総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。)を営む者の属する世帯数

関係地区名	世帯数	備考
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
合計	〇〇	

- 2 組合員以外の者であって公示番号共(区)第○号に係る関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業(海面における漁業のうち 総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。)を営む者の属する世帯数

関係地区名	世帯数	備考
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
合計	〇〇	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長

第 I - 3 - 4 号様式 (団体漁業権のうち、内水面における共同漁業権又は類似漁業権ではない区画漁業権の場合)

団体漁業権の免許についての適格性に関する証明書
(漁業法第 7 2 条第 2 項第 2 号関係)

- 1 組合員であって公示番号内共(区)第○号に係る関係地区内に住所を有し、内共(区)第○号の漁場の区域において、1年に30日以上漁業を営む者(水産動植物の採捕又は養殖をする者)*の属する世帯数

関係地区名	世帯数	備考
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
合計	〇〇	

- 2 組合員以外の者であって公示番号内共(区)第○号に係る関係地区内に住所を有し、内共(区)第○号の漁場の区域において、1年に30日以上漁業を営む者(水産動植物の採捕又は養殖をする者)*の属する世帯数

関係地区名	世帯数	備考
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
〇〇市〇〇	〇〇	
合計	〇〇	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長

※湖沼(河川以外の内水面)における漁業権については、1年に30日以上漁業を営む者、河川における漁業権については、1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者

代 表 者 選 定 届

令和 年 月 日

千葉県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、千葉県漁業調整規則第3条の規定により届け出ます。

記

代表者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称）

第 I - 5 号様式

水産業協同組合法第 17 条第 1 項の要件を満たす証明書

当組合が自営する〇〇漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の 3 分の 1 以上が、当組合の組合員又は組合員と世帯を同じくする者である。

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長

水産業協同組合法第 17 条第 2 項の同意書

令和 年 月 日千葉県告示第 号によって公示された海区（内水面）漁場計画の
公示番号区（定）第 号の欄に記載の〇〇漁業について、〇〇漁業協同組合が自営する
ことに同意します。

（注）↑この文章は各ページに必ず記載すること。

年 月 日

住 所	氏 名	印

（注）総会前に本同意書を作成する。

第2 漁業権行使規則認可申請について

1 申請手順等

- (1) 申請は、漁業免許申請と同時に行う。
- (2) 申請書及び関係書類は、正1部、副2部とする。
ただし、水産課管内の場合は正1部、副1部とする。
- (3) 水産事務所管内については水産事務所を経由して水産課へ提出する。

申請者 → (水産事務所) → 水産課

※他都県知事免許の漁業権（大根漁業権及び江戸川漁業権）については、所属県を通じて提出する。

- (4) 漁業免許申請を共同申請する場合は、関係組合間で漁業権行使に関する契約を結び、その行使契約に基づき、各組合で行使規則を作成し、組合ごとに認可申請を行う。

2 提出書類

- (1) 認可申請書（第Ⅱ-1号様式）

公示された漁場計画の公示番号（漁業権の番号）ごとに申請する。

※公示番号は現行の免許番号と異なる場合があるので、漁場計画で確認のこと。

※1つの漁業権に複数の漁業種類（第1～5種）がある場合は、各行使規則をまとめて1つの認可申請とすることで良い。

- (2) 漁業権行使規則

- (3) 漁業権行使規則の制定を決議した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本

総組合員（准組合員を除く）の半数以上の出席があり、漁業権行使規則の制定についてその議決権の2/3以上の多数による決議が必要となる。（水協法第50条の特別決議事項）

※総会決議の際は、行使料の額の算定根拠資料（行使料を0円とする場合は不要）も示した上で諮ること。また、行使契約についても併せて決議をとること。

※総会決議に代えて、総会の部会（河川の組合の場合は総代会）の決議でも可。

- (4) 漁業法第106条第4項の規定による同意を証する書面（第Ⅱ-2号様式）

区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権について行使規則を定めようとするときは、総会の決議前に、関係地区内に住所を有する以下の組合員の2/3以上の書面による同意を得る必要がある。（第2～5種共同漁業は同意不要）

※組合が同意書の原本を必要とする場合は写しで可。

【※ 事前同意を必要とする組合員の範囲（準組合員も含む）】

漁業権の種類		事前同意を必要とする組合員の範囲	
区 画 漁 業	類似漁業権 (既存の漁業権)	海面・内水面	漁業権の内容たる漁業を営む者
	非類似漁業権 (新規の漁業権)	海面	沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業）を営む者
		河川以外の 内水面（湖沼）	当該内水面において漁業を営む者
		河川	当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者
第 1 種 共 同 漁 業	海面		沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業）を営む者
	河川以外の内水面（湖沼）		当該内水面において漁業を営む者
	河川		当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者

(5) 行使契約書の写し

漁業権を共有する場合は、その行使についての契約書を添付する。

※行使契約書には押印が必要。

(6) 行使料を徴収する場合は、行使料の額の算定根拠資料

3 注意事項

(1) 押印見直しの考え方を踏まえ、押印（一部を除く）や印鑑証明書の添付を不要とした。

また、申請書類の袋綴じ又は各ページへの割印も不要とした。

押印等が不要なもの：様式に㊟がないもの、議事録の抄本などの原本証明。

押印が必要なもの：組合員の同意書、行使契約書

(2) 同一の申請者が複数の認可申請を行う場合や免許申請と共通する添付書類は省略できる。（共同漁業権共〇号行使規則認可申請書に添付したので省略する旨を記載する）

(3) 副本（1部）は認可後、県で認可済み印を押印し、認可指令書とともに組合に返却します。

漁業権（入漁権）行使規則認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長

令和 年 月 日千葉県告示第 号によって公示された海区（内水面）漁場計画の
公示番号共（区）第 号に係る漁業権について、下記の漁業権（入漁権）行使規則を
制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

記

〇〇漁業協同組合 共第〇号第1種共同漁業権行使規則

〇〇漁業協同組合 共第〇号第2種共同漁業権行使規則

【添付書類】

- (1) 漁業権行使規則
- (2) 漁業権行使規則の制定を決議した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録
の抄本
- (3) 漁業法第106条第4項の規定による同意を証する書面（第Ⅱ－2号様式）
- (4) 漁業権を共有している場合は、行使契約書の写し
- (5) 行使料を徴収する場合は、行使料の額の算定根拠資料

共第●●号第●種 共同漁業権行使規則 行使料の額の算定根拠について

1 行使料の額

漁業の名称	単 位	行使料の額
あわび漁業	年間	○円
さざえ漁業	年間	○円
いせえび漁業	年間	○円

2 算定根拠

(1) 支出（漁業権管理費）

項目	金額	備考
放流種苗購入費	●●●, ●●●円	あわび ●●kg ●●, ●●●円 さざえ ●●kg ●●, ●●●円
密漁監視活動費	●●, ●●●円	令和●●年度の実績（消耗品費、日当）を基に計上
監視船の維持管理費	●●, ●●●円	
漁場清掃活動費	●●, ●●●円	
人件費	●●●, ●●●円	漁協職員の人件費の●%を漁業権管理費として計上
合計	●●●, ●●●円	

【行使料の内容として合理性があるもの】

当該漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等、直接漁場の管理に必要な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費等の間接的な経費

(2) 収入見込等
ア 収入見込

漁場管理に要する支出より著しく過大とならないこと
収入(○○, ○○○円) < 支出(●●●, ●●●円)

漁業の名称	行使料の額	行使者数	行使料の合計
あわび漁業	○, ○○○円/人	○○人	○○, ○○○円
さざえ漁業	○, ○○○円/人	○○人	○○, ○○○円
いせえび漁業	○, ○○○円/人	○○人	○○, ○○○円
合計			○○○, ○○○円

イ 令和●年度実績

漁業の名称	行使料の額	行使者数	行使料の合計
あわび漁業	○, ○○○円/人	○○人	○○, ○○○円
さざえ漁業	○, ○○○円/人	○○人	○○, ○○○円
いせえび漁業	○, ○○○円/人	○○人	○○, ○○○円
合計			○○○, ○○○円

(3) 妥当性

行使料は漁業権管理費に充てるため徴収するものであり、収入見込は漁業権管理費に対して著しく過大ではないため妥当と判断される。

区第●●号第●種 区画漁業権行使規則 行使料の額の算定根拠について

1 行使料の額

漁業の名称	単位	行使料の額
のり養殖業	1 柵・1 漁期	支柱式 ○円 ベタ流し式 ○円
わかめはえ縄式養殖業	1 基・1 漁期	○円

2 算定根拠

(1) 支出（漁業権管理費）

項目	金額	備考
標識灯の維持管理費 (設置や撤去に係る委託費)	●●●, ●●●円	
場割り(杭打ち)の経費	●●, ●●●円	令和●●年度の実績(消耗品費、日当)を基に計上
監視船の維持管理費	●●, ●●●円	
漁場清掃活動費	●●, ●●●円	
人件費	●●●, ●●●円	漁協職員の人件費の●%を漁業権管理費として計上
合計	●●●, ●●●円	

【行使料の内容として合理性があるもの】

当該漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等、直接漁場の管理に必要な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費等の間接的な経費

(2) 収入見込等
ア 収入見込

漁場管理に要する支出より著しく過大とならないこと
収入(○○○, ○○○円) < 支出(●●●, ●●●円)

漁業の名称	行使料の額	柵・基数	行使料の合計
のり養殖業	○, ○○○円/柵	○○柵	○○, ○○○円
わかめはえ縄式養殖業	○, ○○○円/基	○○基	○○, ○○○円
合計			○○○, ○○○円

イ 令和●●年度実績

漁業の名称	行使料の額	柵・基数	行使料の合計
のり養殖業	○, ○○○円/柵	○○柵	○○, ○○○円
わかめはえ縄式養殖業	○, ○○○円/基	○○基	○○, ○○○円
合計			○○○, ○○○円

(3) 妥当性

行使料は漁業権管理費に充てるため徴収するものであり、収入見込は漁業権管理費に対して著しく過大ではないため妥当と判断される。

第3 遊漁規則認可申請について【内水面の第5種共同漁業権のみ該当】

1 申請手順等

- (1) 申請は、漁業免許申請と同時に行う。
- (2) 申請書及び関係書類は、正1部、副2部とする。
ただし、水産課管内の場合は正1部、副1部とする。
- (3) 水産事務所管内については水産事務所を経由して水産課へ提出する。

申請者 → (水産事務所) → 水産課

2 提出書類

(1) 認可申請書 (第Ⅲ号様式)

公示された漁場計画の公示番号(漁業権の番号)ごとに申請する。

漁業権を共有する場合は、共同申請の代表者が申請する。

- ※ 遊漁規則は、当該漁業権の区域における非組合員の採捕について制限するものであるため、複数組合が漁業権を共有する場合には遊漁規則は1つのみ制定する。(行使規則のように組合ごとに作成しない)

(2) 遊漁規則

- (3) 遊漁規則の制定を決議した総会(総会の部会及び総代会を含む。)の議事録の抄本

(4) 遊漁料の額の算定根拠資料(遊漁料の算定に係る調査表)

(5) 共同申請する場合には、代表者選定届(第4号様式)

(6) 県内共通遊漁承認証発行契約書の写し

県内共通遊漁承認に係る事務を内水面漁連に委任する組合は、当該委任事務に係る契約書を添付する。

3 注意事項

- (1) 押印見直しの考え方を踏まえ、押印(一部を除く)や印鑑証明書の添付を不要とした。

また、申請書類の袋綴じ又は各ページへの割印も不要とした。

押印等が不要なもの: 様式に㊟がないもの、議事録の抄本などの原本証明。

押印が必要なもの: 契約書

- (2) 同一の申請者が複数の認可申請を行う場合や免許申請と共通する添付書類は省略できる。(内共〇号第5種共同漁業権遊漁規則認可申請書に添付したので省略する旨を記載する)

- (3) 副本(1部)は認可後、県で認可済み印を押印し、認可指令書とともに組合に返却します。

遊漁規則認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長

令和 年 月 日千葉県告示第 号によって公示された内水面漁場計画の公示番号内共第 号第5種共同漁業権について、別添のとおり遊漁規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

【添付書類】

- (1) 遊漁規則
- (2) 遊漁規則の制定を決議した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本
- (3) 遊漁料の額の算定根拠書類（遊漁料の算定に係る調査表）
- (4) 共同申請する場合には、代表者選定届
- (5) 県内共通遊漁承認証の対象となる組合にあっては、内水面漁業協同組合連合会との契約書の写し

遊漁料の算定に係る調査表

漁業権番号 内共第_____号

_____漁業協同組合

1 遊漁料の変更について

(1) 遊漁料の変更の有無 (該当に○印)

あり ・ なし

(2) 変更がある場合 (下表の該当する箇所に変更額を記載)

手釣・竿釣 (あゆ・にじます以外)	手釣・竿釣 (あゆ)	手釣・竿釣 (にじます)	投網等 (全魚種)
1日券_____円	1日券_____円	1日券_____円	1日券_____円
1年券_____円	1年券_____円	1年券_____円	1年券_____円
現場売り加算額_____円			
変更理由、算定根拠			

2 遊漁承認証発行状況について

(1) 令和元年度実績

	対象魚種名	遊漁料	販売枚数	販売金額
日釣券	雑魚 (あゆ・にじます以外)	円	枚	円
	あゆ	円	枚	円
	にじます	円	枚	円
年釣券	雑魚 (あゆ・にじます以外)	円	枚	円
	あゆ	円	枚	円
	にじます	円	枚	円
特別遊漁料 (投網等)		円	枚	円
県内共通券 (年券)		6,000円	枚	円
合計			枚	円

(2) 令和2年度実績

	対象魚種名	遊漁料	販売枚数	販売金額
日釣券	雑魚（あゆ・にじます以外）	円	枚	円
	あゆ	円	枚	円
	にじます	円	枚	円
年釣券	雑魚（あゆ・にじます以外）	円	枚	円
	あゆ	円	枚	円
	にじます	円	枚	円
特別遊漁料 （投網等）		円	枚	円
県内共通券 （年券）		6,000円	枚	円
合計			枚	円

(3) 令和3年度実績

	対象魚種名	遊漁料	販売枚数	販売金額
日釣券	雑魚（あゆ・にじます以外）	円	枚	円
	あゆ	円	枚	円
	にじます	円	枚	円
年釣券	雑魚（あゆ・にじます以外）	円	枚	円
	あゆ	円	枚	円
	にじます	円	枚	円
特別遊漁料 （投網等）		円	枚	円
県内共通券 （年券）		6,000円	枚	円
合計			枚	円

・・・次ページ以降は、対象魚種（雑魚、あゆ、にじます）ごとに作成してください。・・・

3 第5種共同漁業権魚種の増殖及び漁場の管理に要する費用

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
増殖事業費	こい			
	ふな	円	円	円
	おいかわ	円	円	円
	うぐい	円	円	円
	うなぎ	円	円	円
	わかさぎ	円	円	円
	もつご	円	円	円
漁場維持管理費		円	円	円
遊漁関係事務費		円	円	円

※令和元～3年度の業務報告書も添付してください。

4 遊漁者の利用度に関する項目

(1) 手釣・竿釣

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間遊漁者延人数	人	人	人
年間遊漁者採捕量	kg	kg	kg
年券利用者の年間平均遊漁日数	日	日	日

(2) 投網等（遊漁規則で認めている釣り以外の漁具・漁法）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間遊漁者延人数	人	人	人
年間遊漁者採捕量	kg	kg	kg

5 組合員（漁業者）の利用度に関する項目

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間組合員延人数	人	人	人
年間組合員漁獲量	kg	kg	kg

3 第5種共同漁業権魚種の増殖及び漁場の管理に要する費用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
増殖事業費（あゆ）	円	円	円
漁場維持管理費	円	円	円
遊漁関係事務費	円	円	円

※令和元～3年度の業務報告書も添付してください。

4 遊漁者の利用度に関する項目

(1) 手釣・竿釣

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間遊漁者延人数	人	人	人
年間遊漁者採捕量	kg	kg	kg
年券利用者の年間平均遊漁日数	日	日	日

(2) 投網等（遊漁規則で認めている釣り以外の漁具・漁法）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間遊漁者延人数	人	人	人
年間遊漁者採捕量	kg	kg	kg

5 組合員（漁業者）の利用度に関する項目

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間組合員延人数	人	人	人
年間組合員漁獲量	kg	kg	kg

3 第5種共同漁業権魚種の増殖及び漁場の管理に要する費用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
増殖事業費（にじます）	円	円	円
漁場維持管理費	円	円	円
遊漁関係事務費	円	円	円

※令和元～3年度の業務報告書も添付してください。

4 遊漁者の利用度に関する項目

(1) 手釣・竿釣

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間遊漁者延人数	人	人	人
年間遊漁者採捕量	kg	kg	kg
年券利用者の年間平均遊漁日数	日	日	日

(2) 投網等（遊漁規則で認めている釣り以外の漁具・漁法）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間遊漁者延人数	人	人	人
年間遊漁者採捕量	kg	kg	kg

5 組合員（漁業者）の利用度に関する項目

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間組合員延人数	人	人	人
年間組合員漁獲量	kg	kg	kg

第4 漁業生産力の発展に関する計画について

1 計画の目的

団体漁業権を有する漁業協同組合（以下「組合」という。）は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、組合員が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされている。

2 計画の作成について

共同漁業権と区画漁業権でそれぞれ別に計画を作成する。

共同漁業権（区画漁業権）が複数ある場合には、複数の漁業権をまとめて作成することも可。第5種共同漁業権についても第1種共同漁業権と取組内容が共通している場合は、まとめて作成してもよい。

なお、定置漁業権及び個別漁業権たる区画漁業権は計画を作成する必要はない。

(1) 作成の手順等

ア 共有漁業権の場合、計画の作成は組合ごとに行う。

イ 計画の作成に当たっては、組合は総会、総代会又は総会の部会の決議を経る。
(組合の毎事業年度の事業計画に関する決議に併せて行うことも可)

ウ 計画の実施予定期間は、漁業権の免許期間とする。

エ 水産事務所管内については水産事務所を経由して水産課へ提出する。

(電子ファイルによる提出も可)

組合 → (水産事務所) → 水産課

※水産事務所を経由する場合は2部提出

※県外に住所を有する組合は、当該県の水産主務課を経由して、千葉県農林水産部水産局水産課へ提出

※水産課の電子ファイル送付先：gyocho@mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 計画に掲げる項目（詳細は様式のとおり）

ア 計画の名称

イ 計画の目標

ウ 漁業生産力を発展させるための方法

エ 計画の実施予定期間

オ ア～エのほか、漁業生産力を発展させるために必要な事項

※ 計画の目標及び方法については、組合員の漁業所得の向上、若い組合員の参画、技術や経験の伝承、資源管理の推進等の資する方法を計画の内容とすることが適当であるが、組合が実施している「資源管理計画」や「浜の活力再生プラン」等に掲げている内容を参考にしてもよい。

(3) 提出書類

ア 送付文（様式IV-1）

※押印は不要。複数の計画がある場合は1枚にまとめて記載する。

イ 計画（様式例IV-2～IV-4）

ウ 総会等議事録の謄本又は抄本

※原本証明は不要

(4) 注意事項

計画はホームページに掲載するなど、対外的な情報発信に努めることが望ましい。

3 計画の点検について

(1) 点検・報告手順等

ア 1年に1回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を作成する。（履行状況の確認や妥当性の評価を行う）

イ 計画の点検については、組合は総会、総代会、総会の部会又は理事会において行う。（理事会において点検を行った場合には、総会、総代会、又は総会の部会に報告する）

ウ 報告書の提出先、提出方法は作成時と同様（2（1）エ参照）

(2) 提出書類

ア 送付文（様式IV-5）

※押印は不要。複数の計画がある場合は1枚にまとめて記載する。

イ 報告書（様式例IV-6～IV-8）

※計画の作成時と同様、共同漁業権と区画漁業権でそれぞれ別に作成する。漁業権が複数ある場合には、複数の漁業権をまとめて作成してもよい。

※様式例IVの計画実施期間等は一斉切替え後の新しい漁業権について記載しているため、令和5年度に報告する現行の漁業権に係る点検結果（計画の点検対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）については、現行の計画の内容について記載すること。

4 計画の変更について

(1) 変更の手順等

ア 計画の作成時と同様、総会、総代会又は総会の部会の決議を経る。ただし、軽微な変更の場合には理事会の決議でも可。

イ 変更した計画の提出先、提出方法は作成時と同様（2（1）エ参照）

(2) 提出書類

ア 送付文（様式IV-9）

※押印は不要

漁業法第74条第2項の規定による
漁業生産力の発展に関する計画について

年 月 日

千葉県知事 様

住所
〇〇漁業協同組合
代表理事組合長

当漁業協同組合が免許を申請した下記の団体漁業権について、漁業法第74条第2項の計画を作成しましたので、漁業法施行規則第26条第1項の規定により提出します。

記

共第〇号第1種共同漁業権
共第〇号第2種共同漁業権
共第△号第1種共同漁業権
区第〇号第1種区画漁業権

添付書類

- 1 漁業生産力の発展に関する計画
- 2 総会等議事録の謄本又は抄本

漁業生産力の発展に関する計画（第1種～第3種共同漁業権）

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

- 〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画 又は
〇〇漁業協同組合が有する共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

（2）対象となる漁業権

共第〇号第1種共同漁業権、共第〇号第2種共同漁業権及び共第〇号第3種共同漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

以下の項目を実施する。

※ 項目例（以下はあくまでも例であり、実情に応じて適切な内容とする。）

- ・ 操業コストを削減するため、組合員又は組合員行使権者間での漁具、船舶等の共同利用を推進する。船底・プロペラの清掃、減速航行による燃油使用量の削減を徹底するよう指導する。
- ・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。
- ・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。
- ・ 組合員の所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。
- ・ 組合員が相互に協力して新人漁業者の育成のための漁業研修等を実施する。
- ・ 組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。
- ・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

○年○月○日～○年○月○日（免許期間）

第4 その他

（1）点検方法

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（2）千葉県との連携

（1）の点検結果については、1回／年以上千葉県知事に提出する。

（3）関係機関等との連携

当該計画については、千葉県、〇〇市町村、漁業関係団体等に助言を求めることができる。

漁業生産力の発展に関する計画（区画漁業権）

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

- 〇〇漁業協同組合区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画 又は
- 〇〇漁業協同組合が有する区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

（2）対象となる漁業権

区第〇号及び区第△号第1種区画漁業権並びに区第〇号第2種区画漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

以下の項目を実施する。

※ 国が示す項目例（以下はあくまでも例であり、実情に応じて適切な内容とする。）

- ・ 組合員の生産する養殖水産物の品質を均一化し、飼料コストを削減するために、共同購入した飼料による飼育を推進する。
- ・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。
- ・ 養殖コストを削減するため、組合員間での船、筏、生簀等の共同利用を推進する。
雇用労賃を削減するため、人手の必要な加工作業、出荷作業等の生産活動のグループ化（協業化）を推進する。
- ・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。
- ・ 組合員の所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 生産物の付加価値向上を図るため、組合員が共同で利用する加工施設を整備する。
- ・ 組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。
- ・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。
- ・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令、漁業権行使規則及び漁場改善計画の内容に関する規制を遵守させる。
- ・ 漁場環境の観測を行う（赤潮のモニタリング等）。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する調査に協力するとともに組合員行使権者に対して漁場環境の保全の取組への協力を促す。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間
○年○月○日～○年○月○日（免許期間）

第4 その他

(1) 点検方法

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

(2) 千葉県との連携

(1) の点検結果については、1回／年以上千葉県知事に提出する。

(3) 関係機関等との連携

当該計画については、千葉県、〇〇市町村、漁業関係団体等に助言を求めることができる。

増殖及び漁業生産力の発展に関する計画（第5種共同漁業権）

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画 又は
〇〇漁業協同組合が有する共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する
計画

（2）対象となる漁業権

内共第〇号及び内共第△号第5種共同漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

以下の項目を実施する。

※ 国が示す項目例（以下はあくまでも例であり、実情に応じて適切な内容とする。）

- ・ 毎年度、内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく放流事業を行う。
- ・ 費用対効果の高い増殖事業の実現のため、「赤字にならないアユ放流マニュアル（国立研究開発法人水産研究・教育機構）」等のガイドラインに基づき放流を実施する。
- ・ 遊漁者等からの意見を広く聴取した上で、河川環境に合わせた漁場の利用と、増殖行為を行う。
- ・ 漁場改善のための取組を実施する（石倉の設置、産卵場造成、魚道の改修、カワウの追い払い等）。
- ・ 漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保等のため、効率的な漁場巡回指導を行う。
- ・ 漁場の監視コスト等の削減のため、ICTを活用する。
- ・ インターネットで遊漁承認証の販売を行い、経費を削減する。
- ・ 河川の環境保全や河川を利用した地域活性化のため、地域の住民とともに新たな法人の設立を検討する。
- ・ 新規組合員を確保するため、HP等で広く募集をかける。
- ・ 遊漁者等を増やすため、HPの開設、釣果情報、漁場マップの掲載、フェイスブックの活用等外部からの遊漁者に対してPRする。
- ・ 将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、子どもを対象につり教室等を実施し、川に親しむ機会を作る。
- ・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。

- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。
- ・ 以上の取組を効果的に実施するため、役員、職員等は、関連する研修会等に積極的に参加するとともに、組合員向けの研修会等を開催する。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間
○年○月○日～○年○月○日（免許期間）

第4 その他

(1) 点検方法

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

(2) 千葉県との連携

(1) の点検結果については、1回／年以上千葉県知事に提出する。

(3) 関係機関等との連携

当該計画については、千葉県、〇〇市町村、漁業関係団体等に助言を求めることができる。

漁業法施行規則第26条第3項の規定による
漁業生産力の発展に関する計画の点検結果について

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

当漁業協同組合が作成した下記の団体漁業権に係る漁業生産力の発展に関する計画について点検を行いましたので、漁業法施行規則第26条第3項の規定により結果を報告します。

記

共第○号第1種共同漁業権

共第○号第2種共同漁業権

共第△号第1種共同漁業権

区第○号第1種区画漁業権

添付書類

- 1 漁業生産力の発展に関する計画に係る点検結果報告書
- 2 その他

「漁業生産力の発展に関する計画」に係る点検結果報告書

※共同漁業権

1 計画の概要

名称	〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画
対象となる団体漁業権	第〇号第1種共同漁業権、第〇号第2種共同漁業権及び第〇号第3種共同漁業権
計画実施期間	令和5年9月1日～令和15年8月31日（免許期間）
計画作成日	令和5年6月〇日（総会、総代会又は総会の部会で決議した日）

2 計画の点検結果等

計画の点検対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
点検した日	令和6年5月〇日（点検した機関： ※1 ）		
総会等へ報告した日	令和6年6月〇日 ※2		
項目	履行状況の確認	妥当性の評価	見直しの有無
操業コストを削減するため、組合員又は組合員行使権者間での漁具、船舶等の共同利用を推進する。船底・プロペラの清掃、減速航行による燃油使用量の削減を徹底するよう指導する。	〇〇漁業において、プール制操業を行うため、船舶の共同利用を行った。	妥当である。	無
購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。	〇〇の共同購入を実施した。	妥当である。	無
市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。	確定申告に関する研修会に〇名の組合員が出席した。	妥当である。 今後も組合員に研修への出席を勧めていく必要がある。	無
組合員の所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。	新たな法人の設立の検討には至らなかった。	流通に関するノウハウを有する企業との連携を深めていく必要がある。	無
生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。	新たな法人の設立の検討には至らなかった。	組合員の高齢化により個人の生産能力が落ちていることから、今後も法人の設立の検討を続ける必要がある。	無
新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。	研究機関と連携して、●●漁業で見える化に必要なデータ収集を行った。	妥当である。 引き続き、研究機関と連携して、収集したデータをもとに研修会の開催に努めていく必要がある。	無

組合員が相互に協力して新人漁業者の育成のための漁業研修等を実施する。	〇〇漁業の漁業研修を〇回実施した（講師：指導漁業士〇名、受講者〇名）	妥当である。	無
組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。	〇月に組合直販所を設置し、組合員が漁獲した未利用魚を販売し、新たな販路拡大に努めた。	妥当である。	無
組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。	掲示板などを通じてルール遵守を指導した結果、法令等の違反はなかった。	妥当である。	無
水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。	研究機関が実施するあわびの資源調査（計〇回）に協力した。	妥当である。	無

※1 総会、総代会、総会の部会及び理事会のいずれかを記入すること

※2 計画の点検を理事会で行った場合のみ記入すること

「漁業生産力の発展に関する計画」に係る点検結果報告書

※区画漁業権

1 計画の概要

名称	〇〇漁業協同組合区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画
対象となる団体漁業権	区第〇号及び第〇号第1種区画漁業権並びに区第〇号第2種区画漁業権
計画実施期間	令和5年9月1日～令和10年8月31日（免許期間）
計画作成日	令和5年6月〇日（総会、総代会又は総会の部会で決議した日）

2 計画の点検結果等

計画の点検対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
点検した日	令和6年5月〇日（点検した機関： ※1 ）		
総会等へ報告した日	令和6年6月〇日 ※2		
項目	履行状況の確認	妥当性の評価	見直しの有無
組合員の生産する養殖水産物の品質を均一化し、飼料コストを削減するために、共同購入した飼料による飼育を推進する。	〇〇漁業において、プール制操業を行うため、船舶の共同利用を行った。	妥当である。	無
購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。	〇〇の共同購入を実施した。	妥当である。	無
市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。	確定申告に関する研修会に〇名の組合員が出席した。	妥当である。今後も組合員に研修への出席を勧めていく必要がある。	無
組合員の所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。	新たな法人の設立には至らなかった。	流通に関するノウハウを有する企業との連携を深めていく必要がある。	無。
生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。	新たな法人の設立には至らなかった。	組合員の高齢化により個人の生産能力が落ちていることから、今後も検討を続けていく必要がある。	無
生産物の付加価値向上を図るため、組合員が共同で利用する加工施設を整備する。	ノリ共同加工施設の設置を検討し、令和4年度に設計、令和5年度に建造することとした。	妥当である。	無
組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産	直売所の設置について役員で検討を	妥当である。	無

物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。	始めている。		
新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。	研究機関と連携して、●●漁業で見える化に必要なデータ収集を行った。	妥当である。引き続き、研究機関と連携して、収集したデータをもとに研修会の開催に努めていく必要がある。	無
組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。	掲示板などを通じてルール遵守を指導した結果、法令等の違反はなかった。	妥当である。	無
漁場環境の観測を行う（赤潮のモニタリング等）。	漁期の間、毎日海水温及び塩分の観測を行った。	妥当である。	無
水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。	研究機関が実施する漁場環境調査（計○回）に協力した。	妥当である。	無

※1 総会、総代会、総会の部会及び理事会のいずれかを記入すること

※2 計画の点検を理事会で行った場合のみ記入すること

「増殖及び漁業生産力の発展に関する計画」に係る点検結果報告書

※第5種共同漁業権

1 計画の概要

名称	〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画
対象となる団体漁業権	内共第〇号及び内共第△号第5種共同漁業権
計画実施期間	令和5年9月1日～令和15年8月31日（免許期間）
計画作成日	令和5年6月〇日（総会、総代会又は総会の部会で決議した日）

2 計画の点検結果等

計画の点検対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
点検した日	令和6年5月〇日（点検した機関： ※1 ）		
総会等へ報告した日	令和6年6月〇日 ※2		
項目	履行状況の確認	妥当性の評価	見直しの有無
毎年度、内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく放流事業を行う。	目標増殖量に基づく放流事業を実施した。	妥当である。	無
費用対効果の高い増殖事業の実現のため、「赤字にならないアユ放流マニュアル（国立研究開発法人水産研究・教育機構）」等のガイドラインに基づき放流を実施する。	ガイドラインに基づきアユの放流を行った。	妥当である。	無
遊漁者等からの意見を広く聴取した上で、河川環境に合わせた漁場の利用と、増殖行為を行う。	遊漁者から釣果やニーズなどを聞き取って増殖事業の参考としている。	妥当である。	無
漁場改善のための取組を実施する（石倉の設置、産卵場造成、魚道の改修、カワウの追い払い等）。	〇月に〇〇川で〇〇の産卵場造成を3箇所実施した。	妥当である。	無
漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保等のため、効率的な漁場巡回指導を行う。	遊漁者の多い〇〇地区を中心に漁場巡回指導を実施した。	妥当である。	無
漁場の監視コスト等の削減のため、ICTを活用する。	漁場監視にドローンを活用したところ、コストの削減に繋がった。	妥当である。	無
インターネットで遊漁承認証の販売を行い、経費を削減する。	つりチケを導入し、インターネット販売を行った。	妥当である。現状では、利用者が少なく、導入経費もかかることから、利用者の増加に向けた広報が	無

		必要である。	
河川の環境保全や河川を利用した地域活性化のため、地域の住民とともに新たな法人の設立を検討する。	新たな法人の設立には至らなかった。	河川の環境保全等の取組を継続し、今後も検討を続けていく必要がある。	無
新規組合員を確保するため、HP等で広く募集をかける。	HPで募集したが、新規加入は無かった。	募集方法を検討して引き続き、新規組合員の確保に努めていく必要がある。	無
遊漁者等を増やすため、HPの開設、釣果情報、漁場マップの掲載フェイスブックの活用等外部からの遊漁者に対してPRする。	組合HPを開設し、毎日釣果情報を掲載している。	妥当である。	無
将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、子どもを対象につり教室等を実施し、川に親しむ機会を作る。	〇月に〇〇川で親子鮎釣り教室を開催し、〇組の親子が参加した。	妥当である。	無
組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。	掲示板などを通じてルール遵守を指導した結果、法令等の違反はなかった。	妥当である。	無
水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。	研究機関が実施するアユの資源調査（計〇回）に協力した。	妥当である。	無
以上の取組を効果的に実施するため、役員、職員等は、関連する研修会等に積極的に参加するとともに、組合員向けの研修会等を開催する。	千葉県内水面漁業協同組合連合会が開催した〇〇研修会に役職員が参加した。	妥当である。組合員向けの研修会等については引き続き方法を検討する必要がある。	無

※1 総会、総代会及び理事会のいずれかを記入すること

※2 計画の点検を理事会で行った場合のみ記入すること

漁業法第74条第2項の規定による
漁業生産力の発展に関する計画の変更について

年 月 日

千葉県知事 様

住所

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長

当漁業協同組合が免許を受けている下記の団体漁業権について、漁業法第74条第2項の計画を変更しましたので、提出します。

記

共第〇号第1種共同漁業権

共第〇号第2種共同漁業権

共第△号第1種共同漁業権

区第〇号第1種区画漁業権

添付書類

- 1 漁業生産力の発展に関する計画（変更後のもの）
- 2 新旧対照表
- 3 総会等議事録の謄本又は抄本

第5 資源管理の状況等の報告について

1 報告の目的

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要と認め
て免許されるものであり、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有すると
とともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければ
ならないこととされている。

2 報告書の作成について

(1) 作成の手順等

ア 報告書の作成は、各漁業権者（組合等）が行う。

なお、個別漁業権である区画漁業権又は定置漁業権を複数漁業権者で共有
（共同経営）している場合には、連名で作成すること。

イ 今後、資源評価に活用していくために報告期間を揃えて集計していく必要が
あるため、報告期間は暦年（1～12月）とし、年度（4月～翌年3月）は不可
とする。ただし、区画漁業について、養殖期間が年を跨ぐものは、漁業時期で
集計するものとする。

ウ 毎年7月末までに所管の水産事務所を経由して水産課へ提出する。（電子ファイル
による提出も可）

組合 → (水産事務所) → 水産課

※水産事務所を経由する場合は2部提出

※県外に住所を有する組合は、当該県の水産主務課を経由して、千葉県農林
水産部水産局水産課へ提出

※水産課の電子ファイル送付先：gyocho@mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 報告事項（詳細は様式のとおり）

ア 漁業権の種類及び免許番号

イ 報告の対象となる期間

ウ 資源管理に関する取組の実施状況

エ 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

オ 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

カ その他必要な事項

(3) 提出書類

ア 送付文（様式V-1）

※押印は不要。複数の計画がある場合は1枚にまとめて記載する。

イ 報告書（様式V-2～V-6）

※行使者数、漁獲量、漁獲金額等について、既存資料がある場合は、該当資料を
添付することにより該当部分の記載を省略しても差し支えない。

※定置網（小型定置を含む）や区画漁業権の養殖施設（築堤式は除く。）は、設置

位置を示す図面を添付すること。(設置位置に変更がない場合、2年目以降は前年度と変更がない旨を記載して添付を省略しても差し支えない。)

※漁業権が複数あり、単独の漁業権の漁獲量などとして区分できない場合、また許可漁業との区分ができないような場合には、備考欄にその旨を記載し、該当する漁業権以外の数値を含む数量を記載しても差し支えない。

※利用実態がない場合は、理由を備考欄に記載する。

※資源管理協定(資源管理計画)又は漁場改善計画を策定している場合は、その内容を記載する。

漁業法第90条第1項の規定による
資源管理の状況等の報告について

年 月 日

千葉県知事 様

住所

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長

漁業法第90条第1項の規定により、下記の漁業権について、資源管理の状況等の報告書を別添のとおり提出します。

なお、当該報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価及びその他の漁業生産力の発展に資する取組に活用することに同意します。

記

共第〇号第1種共同漁業権
共第〇号第2種共同漁業権
共第△号第1種共同漁業権
区第〇号第1種区画漁業権

免許番号： 共第 _____ 号

漁業の種類： 第1種共同漁業・第2種共同漁業・第3種共同漁業

漁業権者： _____ 漁業協同組合

組合員数： _____ 名(正 _____ 名・准 _____ 名)(令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

報告対象期間： 令和 _____ 年1月1日～令和 _____ 年12月31日

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	
休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況	
共同漁業権に基づく資源の増殖に関する取組の実施状況	
その他の取組	

2 漁場の活用状況

(1) 第1種共同漁業

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考 (利用実態がない場合はその理由)
	人	人	日/人	Kg	千円	

(2) 第2種共同漁業

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考 (利用実態がない場合はその理由)
	人	人	日/人	Kg	千円	

(3) 第3種共同漁業

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考 (利用実態がない場合はその理由)
	人	人	日/人	Kg	千円	

免許番号： 共第●号 複数の漁業権があり、行使者数や漁獲量等が区分できない場合に限り、複数の漁業権をまとめて作成することも可。

漁業の種類： 第1種共同漁業・第2種共同漁業・第3種共同漁業 該当するものに○

漁業権者： ●●漁業協同組合

組合員数： ●●名（正 ●●名・准 ●●名）（令和●年●月●日現在） 直近（事業年度末時点など）の数値を記入

報告対象期間： 令和●年1月1日～令和●年12月31日 必ず暦年で集計すること。年度（4月～翌年3月）は不可。

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	漁業法や県漁業調整規則等の漁業関係法令の遵守について組合員に対して必要な指導を行っている。
休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況	漁業権行使規則の遵守を指導したほか、以下の取組を行った。 あわび漁業、さざえ漁業：毎週○曜日を禁漁 行使規則に記載しているもの以外に自主的な取組があれば記載（行使規則の内容を書く必要はない） あわび漁業：禁漁区を設定 ひじき漁業：解禁日を設定するとともに、採捕量を●kg以下/人・日に制限。
共同漁業権に基づく資源の増殖に関する取組の実施状況	あわびの種苗放流：●月●千個（殻長2.5cm）、▲月▲千尾（殻長2.5cm） 藻場造成：●月にスポアバック●基設置 組合の資源管理計画（資源管理協定）の内容や水産多面的機能発揮対事業の履行状況を記載。 干潟の整備：耕うんを毎月●回実施 あわび漁業の休漁：●漁協資源管理計画に基づく 有害生物の駆除（●月にツメタガイを●千個駆除） ●●協議会、●●研究会、●●青年部による●●の取組（●回） 等
その他の取組	密漁監視（●回） 新規就業者向けの研修会の開催（●回）

漁業権行使規則に基づく資格を有する人数を記入

2 漁場の活用状況

実際に操業した行使者数を記入

一人当たりの標準的な日数を記載する。不明な場合は期間を記載。

(1) 第1種共同漁業

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考 (利用実態がない場合はその理由)
いせえび漁業	●●人	●●人	8/1～翌年5月末	●●kg	●●千円	
つのまた漁業	●●人	2人	●●日/人	5kg	0千円	漁獲量が少ないため、自家消費として利用
おごのり漁業	●●人	0人	0日/人	0kg	0千円	資源が少なく、漁獲がなかった。
えむし漁業	●●人	0人	0日/人	0kg	0千円	需要が低下し、収入に結び付かないため、漁獲する者がいなかった。

利用実態が無い場合は、その理由を記載

(2) 第2種共同漁業

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考 (利用実態がない場合はその理由)
雑魚固定式刺し網	●●人	●●人	●●日/人	ヒラメ●●kg マダイ●●kg スズキ●●kg その他●●kg 計 ●●kg	●●千円	操業日数、漁獲量、金額は許可漁業の実績を含んだ数値

・漁獲量が多い代表的な魚種を3種、それ以外を
その他として記入し、最後に合計を記入。
・電算やエクセルファイルなどを提出することで、
記載を省略してもよい。

許可漁業と区別が困難で、合算の数値となっている場合にはその旨を記載

(3) 第3種共同漁業

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考 (利用実態がない場合はその理由)
あじ地びき網漁業	●●人	●●人	●●日/人	●●kg	●●千円	

免許番号： 区(内区)第 号
 漁業の種類： 第1種区画漁業
 漁業権者： 漁業協同組合
 組合員数： 名(正 名・准 名)(令和 年 月 日現在)
 報告対象期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	
漁場環境の改善等の取組	
その他の取組	

2 漁場の活用状況

(1) 漁業の名称： 養殖業

組合員行使権者数	行使者数(実績)	養殖施設数	区画の使用状況、行使料等
人	人	柵(基)	区画の使用状況：添付の漁場図のとおり 行使料：1柵(基) 円(総額 円)
月別の生産量、生産金額、行使状況			
	生産量(kg)	生産金額(千円)	養殖工程等
月			
月			

月			
月			
月			
	kg	千円	

(2) 漁業の名称： _____ 養殖業

組合員行使権者数	行使者数 (実績)	養殖施設数	区画の使用状況、行使料等
人	人	柵 (基)	区画の使用状況：添付の漁場図のとおり 行使料：1 柵 (基) 円 (総額 円)
月別の生産量、生産金額、行使状況			
	生産量 (kg)	生産金額 (千円)	養殖工程等
月			
月			
月			
月			
月			
	kg	千円	

※養殖施設数の単位は、のり養殖業及びあおのり養殖業にあつては「柵」とし、それ以外は「基」など適当なものとする。

※のり養殖業及びあおのり養殖業の生産量の単位は枚数でも可とする。

※養殖施設の設置位置などを示した漁場図を添付する。

免許番号： 区（内区）第●●号

内水面は内区第○号とする。

漁業の種類： 第1種区画漁業

漁業権者： ●●漁業協同組合

複数の漁業権があり、行使者数や漁獲量等が区分できない場合に限り、複数の漁業権をまとめて作成することも可。

組合員数： ●●名（正 ●●名・准 ●●名）（令和●年●月●日現在）

直近（事業年度末時点など）の数値を記入

報告対象期間： 令和●年1月1日～令和●年12月31日

養殖期間が年を跨ぐものは、漁業時期で集計する。

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	漁業法や県漁業調整規則等の漁業関係法令の遵守について組合員に対して必要な指導を行っている。
漁場環境の改善等の取組	漁業権行使規則及び漁場改善計画の遵守を指導したほか、以下の取組を行った。 ・ 漁場環境を把握するための自動観測ブイの整備
その他の取組	・ 付近を航行する船舶等が養殖施設の設置位置を確認できるよう標識（ブイ）を設置した。 ・ クロダイの食害を防止するために各養殖業者が囲い網を設置した。

2 漁場の活用状況

漁業権行使規則に基づく資格を有する人数を記入

(1) 漁業の名称： のり養殖業

実際に操業した行使者数を記入

組合員行使権者数	行使者数（実績）	養殖施設数	区画の使用状況、行使料等
●●人	●●人	●●柵（基）	区画の使用状況： 添付の漁場図のとおり。クロダイの食害を避けるために灘側の漁場を中心に使用した。 行使料： 1柵（基）●●円（総額●●円）

月別の生産量、生産金額、行使状況			
	生産量 (kg)	生産金額 (千円)	養殖工程等
8月			養殖施設の設置
9月			陸上採苗
10月			のり網の張り込み
11月	●●kg	●●千円	
12月	●●kg	●●千円	
1月	●●kg	●●千円	
2月	●●kg	●●千円	
3月	●●kg	●●千円	
4月	●●kg	●●千円	
5月			養殖施設の撤去
	●●kg	●●千円	

(2) 漁業の名称：わかめはえ縄式養殖業

組合員行使権者数	行使者数 (実績)	養殖施設数	区画の使用状況、行使料等
●●人	●●人	●●柵 (基)	区画の使用状況：添付の漁場図のとおり。 行使料：1柵 (基) ●●円 (総額●●円)
月別の生産量、生産金額、行使状況			
	生産量 (kg)	生産金額 (千円)	養殖工程等
10月			養殖施設の設置

11月			種糸設置
12月			
1月			
2月	●●kg	●●千円	
3月	●●kg	●●千円	
4月			養殖施設の撤去
	●●kg	●●千円	

※養殖施設数の単位は、のり養殖業及びあおのり養殖業にあつては「柵」とし、それ以外は「基」など適当なものとする。

※のり養殖業及びあおのり養殖業の生産量の単位は枚数でも可とする。

※養殖施設の設置位置などを示した漁場図を添付する。

免許番号： 区第 号

漁業の種類： 第 種区画漁業

漁業権者： _____

報告対象期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	
漁場環境の改善等の取組	
その他の取組	

2 漁場の活用状況

(1) 漁業の名称： _____ 養殖業

養殖施設数		区画の使用状況等	
柵（基）		区画の使用状況：添付の漁場図のとおり	
月別の生産量、生産金額、行使状況			
	生産量（kg）	生産金額（千円）	養殖工程等
月			
月			
月			

月			
月			
	kg	千円	

(2) 漁業の名称： _____ 養殖業

養殖施設数		区画の使用状況等	
柵 (基)		区画の使用状況：添付の漁場図のとおり	
月別の生産量、生産金額、行使状況			
	生産量 (kg)	生産金額 (千円)	養殖工程等
月			
月			
月			
月			
月			
	kg	千円	

※養殖施設数の単位は、のり養殖業及びあおのり養殖業にあつては「柵」とし、それ以外は「基」など適当なものとする。

※のり養殖業及びあおのり養殖業の生産量の単位は枚数でも可とする。

※養殖施設の設置位置などを示した漁場図を添付する。

免許番号： 区第●●号

複数の漁業権があり、行使者数や漁獲量等が区分できない場合に限り、複数の漁業権をまとめて作成することも可。

漁業の種類： 第●種区画漁業

漁業権者： ●●漁業協同組合

報告対象期間： 令和●年1月1日～令和●年12月31日

養殖期間が年を跨ぐものは、漁業時期で集計する。

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	漁業法や県漁業調整規則等の漁業関係法令の遵守について漁業従事者に対して必要な指導を行っている。
漁場環境の改善等の取組	漁場改善計画を遵守したほか、以下の取組を行った。 ・ 漁場の環境を把握するための自動観測ブイの整備 ・ 水産用医薬品については用量を遵守し、使用量は必要最小限とした。
その他の取組	・ 付近を航行する船舶等が養殖施設の設置位置を確認できるよう標識（ブイ）を設置した。 ・ クロダイの食害を防止するために囲い網を設置した。

2 漁場の活用状況

(1) 漁業の名称：のり養殖業

養殖施設数		区画の使用状況等	
●●柵		区画の使用状況：添付の漁場図のとおり。 クロダイの食害を避けるために灘側の漁場を中心に使用した。	
月別の生産量、生産金額、行使状況			
	生産量 (kg)	生産金額 (千円)	養殖工程等

8月			養殖施設の設置
9月			陸上採苗
10月			のり網の張り込み
11月	●●kg	●●千円	
●月	●●kg	●●千円	
4月	●●kg	●●千円	
5月			養殖施設の撤去
	●●kg	●●千円	

(2) 漁業の名称：魚類小割式養殖業

養殖施設数		区画の使用状況等	
●●基		区画の使用状況：添付の漁場図のとおり	
月別の生産量、生産金額、行使状況			
	生産量 (kg)	生産金額 (千円)	養殖工程等
1月	●●kg	●●千円	
2月	●●kg	●●千円	稚魚搬入
●	●●kg	●●千円	網替え
12月	●●kg	●●千円	
	●●kg	●●千円	マダイ ●kg●千円、シマアジ●kg●千円

※養殖施設数の単位は、のり養殖業及びあおのり養殖業にあつては「柵」とし、それ以外は「基」など適当なものとする。

※のり養殖業及びあおのり養殖業の生産量の単位は枚数でも可とする。

※養殖施設の設置位置などを示した漁場図を添付する。

魚種を限定しない養殖については、魚種ごとの内訳を記入。

様式V-5

定置漁業権における資源管理の状況等の報告書

免許番号： 定第 号

漁業の種類： 定置漁業

漁業権者： _____

報告対象期間： 令和 年1月1日～令和 年12月31日

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	
休漁日の設定、漁獲上限の設定、 網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況	
その他の取組	

2 漁場の活用状況

漁業の名称： _____ 定置漁業

月別操業日数		漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)	備考
1月	日			
2月	日			
3月	日			
4月	日			
5月	日			
6月	日			
7月	日			
8月	日			
9月	日			
10月	日			
11月	日			
12月	日			
年間	日			

様式V-5

定置漁業権における資源管理の状況等の報告書（記載例）

免許番号： 定第●号

漁業の種類： 定置漁業

漁業権者： ●●漁業協同組合

報告対象期間： 令和●年1月1日～令和●年12月31日

共有漁業権者がいる場合は、連名で作成すること

必ず暦年で集計すること。年度（4月～翌年3月）は不可。

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	漁業法や県漁業調整規則等の漁業関係法令の遵守について漁業従事者に対して必要な指導を行っている。
休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況	資源管理計画に基づき●月に休漁期間を設定した。 資源管理計画に基づきくろまぐろの小型魚の再放流を行った。 ●cm未満の●●の再放流を実施した。
その他の取組	まだい（●cm、●千尾）の種苗放流 新規雇用者向けの研修会の開催（○回）

資源管理計画（資源管理協定）や自主的な取組の内容を記入。

・各月毎に漁獲量が多い代表的な魚種を3種、それ以外をその他として記入し、最後に月別の小計を記入。
・電算やエクセルファイルなどを提出することで、記載を省略してもよい。ただし、操業日数や休漁期間など当該書面又は電子ファイルで確認できないものは記載すること。

2 漁場の活用状況

漁業の名称： あじ定置漁業

月別操業日数	漁獲量（トン）	漁獲金額（千円）	備考
1月 ●●日	あじ ●●トン ぶり ●●トン いわし ●●トン その他 ●●トン 小計 ●●トン	あじ ●●千円 ぶり ●●千円 いわし ●●千円 その他 ●●千円 小計 ●●千円	

2月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	
3月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	
4月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	資源管理計画に基づき●日間休漁した。
5月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	資源管理計画に基づき●日間休漁した。
6月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	
7月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	
8月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	
9月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	
10月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	
11月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	
12月	●●日	●● トン 小計 ●● トン	●● 千円 小計 ●● 千円	
年間	日	あじ ●● トン ぶり ●● トン いわし ●● トン その他 ●● トン 合計 ●● トン	あじ ●● 千円 ぶり ●● 千円 いわし ●● 千円 その他 ●● 千円 合計 ●● 千円	

免許番号： 内共第 号

漁業の種類： 第1種共同漁業・第5種共同漁業

漁業権者： 漁業協同組合

組合員数： 名(正 名・准 名)(令和 年 月 日現在)

報告対象期間： 令和 年1月1日～令和 年12月31日

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	
休漁日の設定、漁獲上限の設定、 網目の拡大等の採捕の制限に関 する取組の実施及び遵守の状況	
共同漁業権に基づく資源の増殖 に関する取組の実施状況	
その他の取組	

2 漁場の活用状況

(1) 第1種共同漁業

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考(利用実態がない場合はその理由)
	人	人	日/人	Kg	千円	

(2) 第5種共同漁業

ア 組合員の行使実態

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考 (利用実態がない場合はその理由)
	人	人	日/人	Kg	千円	

イ 遊漁券の販売枚数

魚種	漁具・漁法	遊漁料	販売枚数	遊漁料収入	備考
		1日券 円 1年券 円	1日券 枚 1年券 枚	円	
		1日券 円 1年券 円	1日券 枚 1年券 枚	円	
合計			1日券 枚 1年券 枚	円	

ウ 魚種別増殖実施量 (令和 年度分 年 月 日～ 年 月 日)

魚種	数量	備考 (委員会指示量を達成できなかった場合はその理由)
	kg (尾、万粒、m ²)	

免許番号： 内共第●●号 複数の漁業権があり、行使者数や漁獲量等が区分できない場合に限り、複数の漁業権をまとめて作成することも可。

漁業の種類： 第1種共同漁業・第5種共同漁業 該当するものに○

漁業権者： ●●漁業協同組合

組合員数： ●●名（正 ●●名・准 ●●名）（令和●●年●●月●●日現在） 直近（事業年度末時点など）の数値を記入

報告対象期間： 令和●●年1月1日～令和●●年12月31日 必ず暦年で集計すること。年度（4月～翌年3月）は不可。

1 資源管理に関する取組の実施状況

漁業関係法令の遵守状況	漁業法や県漁業調整規則等の漁業関係法令の遵守について組合員に対して必要な指導を行っている。
休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況	漁業権行使規則の遵守を指導したほか、以下の取組を行った。 しじみ漁業：毎週○曜日を禁漁 行使規則に記載しているもの以外に自主的な取組があれば記載（行使規則の内容を書く必要はない） うなぎ漁業：禁漁区を設定
共同漁業権に基づく資源の増殖に関する取組の実施状況	カワウの飛来調査（●月に●箇所で実施） カワウの追い払い（●月に●箇所で実施） 外来魚の駆除活動（●月に●箇所で実施） 種苗放流及び産卵床整備を実施（詳細は魚種別増殖実施量のとおり）
その他の取組	地元小学生による稚魚の放流体験 河川の清掃活動（●月に●箇所で実施）

漁業権行使規則に基づく資格を有する人数を記入

実際に操業した行使者数を記入

一人当たりの標準的な日数を記載する。不明な場合は期間を記載。

2 漁場の活用状況

(1) 第1種共同漁業

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考 (利用実態がない場合はその理由)
しじみ漁業	●●人	10人	●●日/人	500kg	250千円	

(2) 第5種共同漁業

ア 組合員の行使実態

漁業の名称	組合員行使権者数	行使者数 (実績)	操業日数 (又は操業期間)	年間漁獲量	年間漁獲金額	備考 (利用実態がない場合はその理由)
こい漁業	●●人	0人	0日/人	0kg	0千円	需要が低下し、収入に結び付かないため、漁獲する者がいなかった。
うなぎ漁業	●●人	10人	50日/人	30kg	180千円	
あゆ漁業	●●人	5人	10日/人	5kg	0千円	漁獲量が少ないため、自家消費として利用

イ 遊漁券の販売枚数

魚種	漁具・漁法	遊漁料	販売枚数	遊漁料収入	備考
こい、ふな、うなぎ	手釣・竿釣	1日券 500円	1日券 500枚	333,000円	うち、3,000円は現場売加算額分
		1年券 4,000円	1年券 20枚		
こい、ふな、うなぎ	投網等	1日券 3,000円	1日券 5枚	85,000円	
		1年券 7,000円	1年券 10枚		
あゆ	手釣・竿釣	1日券 2,000円	1日券 50枚	170,000円	
		1年券 7,000円	1年券 10枚		

あゆ	投網等	1日券 3,000円 1年券 7,000円	1日券 5枚 1年券 10枚	85,000円	
合計			1日券 560枚 1年券 50枚	673,000円	

ウ 魚種別増殖実施量（令和●年度分 令和●年4月1日～ 令和●年3月31日）

魚種	数量	備考（委員会指示量を達成できなかった場合はその理由）
あゆ	50,000尾	
ふな	100kg	
おいかわ、うぐい	300m ²	産卵場造成

総会議案（例）

1 漁業権の免許申請について

第〇号議案 漁業権の取得について承認を求める件
令和 年 月 日付け千葉県告示第〇号に公示された
次の漁業権を取得することについて承認願いたい。

〇〇漁業協同組合が取得する共同漁業権共第〇〇号

〇〇漁業協同組合が△△漁業協同組合及び××漁業協同組合と共同
で取得する共同漁業権共第〇〇号

〇〇漁業協同組合が取得する区画漁業権区第〇〇号

〇〇漁業協同組合が△△漁業協同組合及び××漁業協同組合と共同
で取得する区画漁業権区第〇〇号

〇〇漁業協同組合が取得する定置漁業権定第〇〇号

〇〇漁業協同組合が◇◇と共同で取得する定置漁業権定第〇〇号

（注）決議は挙手により行い、2／3以上の賛成が確認できるよう議事録に記録する。

2 漁業権行使規則の制定について

（1）共同漁業権

第〇号議案 〇〇漁業協同組合共第〇号第1、2、3種共同漁業権行使規則の制定
について承認を求める件

別添のとおり〇〇漁業協同組合共第〇号第1、2、3種共同漁業権
行使規則を制定することについて承認願いたい。

なお、認可申請にあたり、行政庁より字句の訂正及び軽微な内容の
変更を求められた場合には、その必要な修正は組合長に一任するもの
とする。

（2）区画漁業権

第〇号議案 〇〇漁業協同組合区第〇号第1種区画漁業権行使規則の制定につい

て承認を求める件

別添のとおり〇〇漁業協同組合区第〇号第1種区画漁業権行使規則を制定することについて承認願いたい。

なお、認可申請にあたり、行政庁より字句の訂正及び軽微な内容の変更を求められた場合には、その必要な修正は組合長に一任するものとする。

(注) 決議は挙手により行い、2/3以上の賛成が確認できるよう議事録に記録する。

3 遊漁規則の制定について

第〇号議案 〇〇漁業協同組合共第〇号第5種共同漁業権遊漁規則の制定について承認を求める件

別添のとおり〇〇漁業協同組合共第〇号第5種共同漁業権遊漁規則を制定することについて承認願いたい。

なお、認可申請にあたり、行政庁より字句の訂正及び軽微な内容の変更を求められた場合には、その必要な修正は組合長に一任するものとする。

4 漁業生産力の発展に関する計画の作成について

第〇号議案 〇〇漁業協同組合の漁業生産力の発展に関する計画の作成について承認を求める件

別添のとおり〇〇漁業協同組合の漁業生産力の発展に関する計画を作成することについて承認願いたい。

なお、行政庁より字句の訂正及び軽微な内容の変更を求められた場合には、その必要な修正は組合長に一任するものとする。

様式Ⅶ

入漁権設定の登録申請書

- 1 免許番号 共（区）第〇号
- 2 登録の原因及びその発生日 令和〇年〇月〇日入漁権の設定契約による
- 3 登録の目的 入漁権の設定
- 4 その他の登録事項
 - (1) 入漁する区域 別紙漁場図のとおり
 - (2) 漁業の種類 〇〇漁業
漁獲物の種類 〇〇、〇〇、〇〇
漁業時期 〇月〇日から〇月〇日まで
 - (3) 存続期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
 - (4) 入漁料 金〇〇円
 - (5) 漁業の方法 〇〇、漁船 〇〇、漁具 〇〇、漁業者の数 〇〇
 - (6) 入漁者の資格 〇〇
 - (7) その他入漁の内容 〇〇

上記のとおり登録されたく、別紙の関係書類を添えて申請する。

令和〇年〇月〇日

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

登録権利者 〇〇漁業協同組合

代表理事組合長〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

登録義務者 〇〇漁業協同組合

代表理事組合長〇〇

千葉県知事 様

【関係書類】

- 1 入漁権の設定契約書 1通
- 2 漁場図（入漁区域図） 2通

収入印紙を貼付（1件につき 6,000円）